

介護保険サービス利用者負担額の免除について

対象者

- ・ 住宅に半壊以上の損害を受けられた方
- ・ 主たる生計維持者が死亡、または心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより収入が著しく減少した方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止または休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方等

減免対象額 1割の利用者負担額の全額が対象となります。

減免期間 平成23年3月利用分～平成24年2月利用分

申請に必要なもの

- ・ 介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- ・ 被災証明書等の損害の程度を証明できる書類
- ・ 印鑑

支払猶予期間中に利用者負担額の支払いを行っている場合は、「介護保険サービス利用者負担額還付申請書」に領収書等を添付して、申請していただく必要があります。

介護保険施設等の食費・居住費の減免について

対象者 介護保険サービス利用者負担額の減免対象者で、下記の施設サービス利用者

対象施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

減免対象額 食費・居住費の利用者負担額の全額
基準費用額を超えた分については、減免の対象となりません。

減免期間 平成23年3月1日～厚生労働大臣の定める日まで

既に交付済みで減免期間が「平成23年3月1日～平成23年8月31日」と記載されている認定証については、平成23年9月1日以降も有効な認定証として取り扱うこととします。(減免の期限は国からの通知がありましたら、改めてお知らせします。)

申請に必要なもの

- ・ 介護保険施設等における食費・居住費減免申請書
- ・ 被災証明書等の損害の程度を証明できる書類
- ・ 印鑑

支払猶予期間中に利用者負担額の支払いを行っている場合は、「食費及び居住費等補助申請書」に領収書等を添付して、申請していただく必要があります。